



市議会だより

しよぐんはら

号外



■発行:令和2年7月20日

5月臨時会

- P.2 主な議案、議決結果
- P.3 補正予算
- P.4 討論、意見書

新型コロナウイルスの早期収束を願って

例年は、この時期に開催する議会報告会について号外を発行していますが、今年はコロナ禍の影響で報告会は中止しています。

そこで、今回は、新型コロナウイルス感染症対策関連議案を審議した臨時会の模様をお知らせします。

令和2年5月臨時会

5月臨時会は、5月14日から6月1日までの19日間の会期で開かれました。
一般会計補正予算など議案12件、報告5件、発議2件を審議しました。

主な議案

議案第72号
庄原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施に要する経費の財源に充てることを目的として条例を制定しようとするもの
〔付託先〕
企画建設常任委員会

▽原案可決

議案第73号
庄原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たす被用者に対して、傷

病手当金を支給するため、所要の改正を行うおとするもの
▽原案可決

議案第77号
庄原市特別職の職員の期末手当の特例に関する条例

令和2年6月における市長、副市長及び教育長の期末手当を減ずる特例措置を講じ、新型コロナウイルス感染症に対する市独自施策の財源として活用するため、条例を制定しようとするもの
▽原案可決

発議第3号
庄原市議会議員の期末手当の特例に関する条例

令和2年6月における庄原市議会議員の期末手当を減ず

意見書

次の意見書が可決され、関係省庁に提出し、その実現を図るよう求めました。
▽原案可決

発議第2号
検察庁法改正案に反対する意見書

政府に対し、検察庁法改正案を直ちに撤回することを強く求めるもの
▽原案可決



福山権二議員による意見書提案説明

臨時会議決結果

賛成全員のもの

議決日	種類	番号	事 件 名	議決結果
5月14日	議案	67	専決処分の承認を求めることについて〔庄原市税条例等の一部を改正する条例〕	承認
		68	専決処分の承認を求めることについて〔庄原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕	承認
		69	専決処分の承認を求めることについて〔庄原市介護保険条例の一部を改正する条例〕	承認
		70	専決処分の承認を求めることについて〔庄原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例〕	承認
		71	専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度庄原市一般会計補正予算(第1号)〕	承認
		73	庄原市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
6月1日	議案	77	庄原市特別職の職員の期末手当の特例に関する条例	原案可決
		78	令和2年度庄原市一般会計補正予算(第3号)	原案可決
	発議	3	庄原市議会議員の期末手当の特例に関する条例	原案可決

賛否の分かれたもの

議決日	種類	番号	事 件 名	議決結果	賛成(人)	反対(人)	岩山 泰憲	田部 道男	山田 聖三	五島 誠	政野 太	近藤 久子	堀井 秀昭	宇江田豊彦	福山 権二	吉方 明美	林 高正	桂藤 和夫	徳永 泰臣	坂本 義明	岡村 信吉	赤木 忠徳	門脇 俊照	竹内 光義	横路 政之	谷口 隆明
5月14日	議案	72	庄原市新型コロナウイルス感染症対策基金条例	原案可決	18	0	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		74	令和2年度庄原市一般会計補正予算(第2号)	原案可決	18	0	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		75	令和2年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決	18	0	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		76	令和2年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)	原案可決	18	0	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5月14日	発議	2	検察庁法改正案に反対する意見書	原案可決	16	3	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○

(表示例) ○…賛成 ×…反対 棄…棄権 除…除斥 議長…議長職

**5月
臨時会**

令和2年度 一般会計・特別会計等補正予算

**原案
可決**

■ 議案第71号 令和2年度庄原市一般会計補正予算(第1号) ※専決処分の承認

補正額 35億7,333万8千円追加 **補正後の総額** 354億7,813万8千円

■ 議案第74号 令和2年度庄原市一般会計補正予算(第2号)

補正額 2億7,805万1千円追加 **補正後の総額** 357億5,618万9千円

■ 議案第78号 令和2年度庄原市一般会計補正予算(第3号)

補正額 2,375万9千円追加 **補正後の総額** 357億7,994万8千円

●一般会計補正予算の主な内容

議案番号	事業名 補正額	補正内容
71	特別定額給付金給付事業 【34億9,812万7千円追加】	一律10万円の特別定額給付金の給付に要する経費
74	児童措置事業 【7,772万7千円追加】	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の市独自の支援として、児童手当の受給世帯に対し、1世帯当たり5万円の子育て世帯応援臨時給付金の給付に要する経費
	生活困窮者支援事業 【348万3千円追加】	国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の1つとして、住居確保給付金の支援対象者が拡大され、対象世帯数の増が見込まれるため事業費の増額
	商工振興事業 【9,622万2千円追加】	新型コロナウイルス感染症の拡大による市内事業者への影響を鑑み、市内事業者の事業継続に向けた支援を行うための経費
	教育振興事業 【257万7千円追加】	児童生徒への家庭学習の送付、家庭からの課題の提出などを郵送で行うための通信費
78	防災対策事業 【1,146万1千円追加】	避難所における3密を回避するため、間仕切りやベッドなどの備蓄品を46カ所の避難所に整備するための経費

●特別会計・企業会計補正予算の主な内容

議案番号	会計名	補正額	補正後の総額
75	庄原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	28万円追加	38億7,713万4千円
76	庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)	補正額	補正後の総額
	収益的収入・収益的支出	400万1千円追加	13億9,374万3千円
	資本的収入	199万9千円追加	6,986万7千円
	資本的支出	199万9千円追加	1億311万3千円

5月14日に委員会を開催し、議案第74号から76号までの3議案を一括審査した。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症緊急対策にかかる経費を追加するもので、主な質疑について報告する。議案第74号については、障害者福祉施設への補助率・生活困窮者支援事業の該当者数・商工振興事業の減収率の想定やフリーランスの方への対応・雇用調整助成金の事業者負担への支援・休校中の学習やメンタル面への対応・学校再開の見通しについての質疑があった。議案第75号・議案第76号については、特徴的な質疑はなかった。採決の結果、3議案とも全員賛成で可決すべきものと決した。新型コロナウイルス感染症緊急対策はスピード感ある対応により、市民の安全・安心が図られることを切に願い、予算決算常任委員会委員長報告とする。

予算決算常任委員会
委員長報告
(概略)

検察庁法改正案に反対する意見書(抜粋)

検察庁法改正案が現在、国会で審議されている。

改正案には、検察官の定年を引き上げるとともに、内閣や法務大臣の判断で定年を延長できる規定が新たに盛り込まれ、政府は今国会で成立を図ろうとしているが、これは、三権分立を国の基本原則とする日本の根本を揺るがしかねないものである。

このことは、安倍内閣が、検察庁法の解釈を勝手に変更したことが発端となっている。本来、政府が法の改正が必要と判断すれば、政府は改正法案を国会に提出し、国会の審議を経たうえでその是非が確定するものであるが、今回は、国家公務員に係る規定の拡大解釈により検察官の定年延長を先行実施し、その後に国会に法改正を求めている。

また、今回は、検察官の定年延長を一般公務員の定年延長と同列に扱い、一般公務員の定年延長法案の一つとして一括提出しているが、検察官は行政組織の一員であると同時に、刑事訴追の権限をほぼ独占する「準司法官」であり、社会の公正を保つ立場として政治的中立性が求められるものである。

多くの国民が政府や検察庁に対して疑心暗鬼になり、不信を抱いたままこの改正案が採決されれば、検察庁という組織に対する国民の信頼が揺らぎかねない。

以上のことから、政府に対し、次の事項を強く求めるものである。

記

1. 検察庁法改正案を直ちに撤回すること。

反対討論

19番 横路政之 議員

検察官には国家公務員法ではなく検察庁法があり、検察官の定年を63歳、検事総長は65歳と定めている。今回の法律では、検察官もほかの国家公務員も定年を65歳であわせることになるが、そのためには、国家公務員法、検察庁法の両方を改正する必要がある。また、この意見書には解釈変更という文言があるが、その前段として国家公務員法には勤務延長制度があり、定年年齢到達後に定年退職すると公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合は、1年を超えない範囲で任命権者が延長させ、再度必要なら最長3年まで可能となる。これについて政府は国会で、国家公務員法の定年60歳や勤務延長制度は、検察官に適用されないと答弁している。そこで、1月17日、検察官にも勤務延長制度を認める解釈変更がなされ、1月31日に閣議決定された。年金接続の問題も発生するため今回の法改正は必要である。さらに、意見書の中には三権分立についての記述もある。内閣が認めれば、特別に検察幹部の勤務延長などが最大3年認められるが、検察官は準司法的存在であるため、検察幹部の任命は国会に信任された内閣が行う。したがって、特例についても内閣が判断することが適切である。なお、検察官には、内閣が自由に検察官を罷免できない身分保障が担保されており、今回の法改正は、任命や罷免の手続を変更するものではなく、三権分立に反するとの批判には当たらない。以上のような理由で、反対の討論とする。

賛成討論

20番 谷口隆明 議員

検察庁は、本来内閣総理大臣あるいは時の権力者を起訴できる最も大きな力を持った独立した機関である。戦後の民主政治の中で一般の公務員と検察庁は全く別の法体系になっている。内閣総理大臣には確かに任命権があるが、実際に人事を決めるのは検察庁内部であり、あとで承認している。内閣総理大臣が人事に介入し、定年延長、さらに再延長するとなれば、内閣が全ての人事を握ることになり、独裁政治の道が開かれることになる。三権分立に違反しないと言われたが、明らかに司法の一環である検察庁の人事まで内閣総理大臣、内閣が関与することは、三権分立に違反することで、庄原市議会でもこの検察庁法改正案に反対することを願い、賛成の討論とする。